



福岡医発第 1130 号 (地)
平成 29 年 7 月 26 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良
(公印省略)

平成 29 年福岡県・大分県等の大雨被害に伴い
避難先市町村の地域密着型（介護予防）サービスを利用する場合の手続きについて

平成 29 年福岡県・大分県等の大雨被害に伴い、避難を要する市町村の要介護者又は要支援者が、やむを得ず別の市町村に所在する地域密着型（介護予防）サービス事業所に避難しサービスを利用する場合は、本来、事業所所在市町村長の同意と避難を要する市町村の事業所指定が必要となりますが、今般の平成 29 年福岡県・大分県等の大雨に伴う災害による被災地域が広範に及ぶとともに、緊急的な対応が必要であることから、関係市町村間での手続きについては事後的に行う等柔軟に取り扱うこととしても差し支えない旨の事務連絡が厚生労働省から発出され、日本医師会より別添のとおり周知協力依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方につきよろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

・平成 29 年福岡県・大分県等の大雨被害に伴い避難先市町村の地域密着型（介護予防）サービスを利用する場合の手続について（平 29.7.11 事務連絡 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課）

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 白石恒明

(介 49)

平成 29 年 7 月 13 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

平成 29 年福岡県・大分県等の大雨被害に伴い

避難先市町村の地域密着型（介護予防）サービスを利用する場合の手続きについて

平成 29 年福岡県・大分県等の大雨被害に伴い、避難を要する市町村の要介護者等が、やむを得ず別の市町村に所在する地域密着型サービス事業所に避難しサービスを利用する場合、本来であれば、事業所所在市町村長の同意と避難を要する市町村の事業所指定が必要となります。

しかしながら、今般の災害による被災地域が広範に及ぶとともに、緊急的な対応が必要であることから、厚生労働省より各都道府県等介護保険主管部局宛に、関係市町村間での手続きについては事後的に行う等柔軟に取り扱うこととしても差し支えない旨の事務連絡が発出され、本会宛てにも周知協力依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、傘下の郡市区医師会及び会員へご周知賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

（添付資料）

・平成 29 年福岡県・大分県等の大雨被害に伴い避難先市町村の地域密着型（介護予防）サービスを利用する場合の手続きについて

（平 29. 7. 11 事務連絡 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課）



事 務 連 絡
平成29年7月11日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

平成 29 年福岡県・大分県等の大雨被害に伴い
避難先市町村の地域密着型(介護予防)サービスを利用する場合の手続について

避難を要する市町村の要介護者又は要支援者が、やむを得ず別の市町村に所在する地域密着型(介護予防)サービス事業所に避難しサービスを利用する場合は、本来、事業所所在市町村長の同意と避難を要する市町村の事業所指定が必要となるところですが、今般の平成 29 年福岡県・大分県等の大雨に伴う災害による被災地域が広範に及ぶとともに、緊急的な対応が必要であることから、関係市町村間での手続きについては事後的に行う等柔軟に取り扱うこととしても差し支えないこととします。

つきましては、管内市町村及びサービス事業所等への周知を徹底して頂きますよう、よろしくお願いいたします。